



2011年度一橋大学政策フォーラム

日本学術振興会アジア研究教育拠点事業(07年度~11年度) 全体総括会合

2007年から一橋大学、中国人民大学、釜山大学校の3大学は、独立行政法人日本学術振興会の支援を受け、アジア研究教育拠点事業に取り組んできた。「東アジア共通法の基盤形成」の実現に向けた共同研究だ。昨年12月、この5年間の研究成果を発表する「一橋大学政策フォーラム」を開催。「東アジアにおける法の継受と創造～東アジア共通法の基盤形成に向けて～」をテーマに活発な議論が交わされた。ここでは全体総括会合の一部を紹介する。

東アジアにおける法の継受と創造 ～東アジア共通法の基盤形成に向けて～

東アジアの研究事業推進



一橋大学長
山内 進氏

アジア研究教育拠点事業は2007年から3大学が連携し、「東アジア共通法の基盤形成」の実現を目指す。その推進のために設置する「東アジア政策研究センター」である。東アジア研究における世界の拠点として、法・政治と社会・経済を2つの柱に事業を推進することで世界に貢献していく。

現在、世界の政治経済状況は大きく変化し、東アジアの存在感が増している。私たちはこの重要な過程を冷静に分析し、研究と教育を通じて平和的推進に貢献したいと考えている。今後本事業の継承とさらなる発展に尽力していく。

●開会挨拶●

●部門ごとのまとめ●

「東アジア結合企業法制度の現代的諸問題」と題したセミナーでは、M&A(合併・買収)法制に関する最新状況、運用・解釈上の諸問題を議論し、相互理解を深めるための2日間となった。



M&A法制の諸問題議論 運用や解釈に依然隔たり

一橋大学大学院
法学研究科准教授
酒井 太郎氏

東アジア共通法として着手しやすなのは、M&A法制結合企業法制度だ。他の法律領域とは異なり、企業法の分野では世界的な企業展開とこれを支えるための各国のルールも世界競争が行われている。M&A法制については世界的な一定の傾向や制度のコンバージョン(融合)が生じると早くから言われていた。制度的条件の共通性が高いといわれる日本と韓国、そして

●3大学法学部の5年間の総括と今後の取り組み●



中国人民大学
法学院長
韓 大元氏

次代担う人材育成に尽力 教育面での協力体制整備

今回3カ国の代表的な法学者を中心に歴史、文化などを含み広範な分野で総合的、理論的議論を重ねた。最も大きな成果は、東アジア共通法という新しい概念を実現するための基盤研究、理論的な研究を行ったことだ。こうした研究が生かされようという動きがある。地域一体化が進む中で、政治・経済・社会の統合を目指す地域連合としての「東アジア共同体」の構想だ。共同実現のためには、法的インフラなどの

日中韓の3大学が連携 相互参照による 共通法形成へ英知を結集

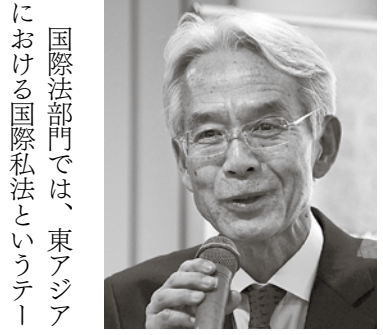
中国においても、同一または類似の制度の採用が予想以上に進展しており、この指摘の裏付けとなっている。とりわけ韓国においては、11年の商法大改正、会社規定の大改正に伴い日米と共通する仕組みが導入されている。しかしその運用解釈では、東アジア共通法の実現は、い

わが「青い鳥」のようなものかもしれないが、相互理解を深めることで、選択した道が正しいかどうか判断できるだろう。私たちが同じ方向を目指しているのは確かだが、実はかなり異なる道歩んでいる。東アジア共通法の実現は、い

国際私法が施行されたことが、今回研究会を開催する大きな動機となった。研究会では①3国の国際私法を正確に理解②類似点、同一点、相違点を認識③相違点を明らかにする④の3点を目標に掲げた。現時点において日本と中国は裁判所の民事判決を相互承認・執行し、お互いにこのことが大きな課題だ。ヨーロッパの国際私法、特にドイツの影響を色濃く受けた韓国と日本の国際私法は類

似している。家族、相続法において2つの国は戸籍制度を前提にして作られており、例えば国際結婚の場合に適用される準拠法の決定は国籍が重要な意味を持つ。一方、輸出立国である中国において契約に関する準拠法は日本、韓国と基本的に同じだが、家族や相続については中国の国際私法で国籍はそれほど重要ではなく、住所が第一的な準拠法の決定基準となっている。

今回の研究会では、3国の類似点、相違点が明らかになった。論文だけで得られた知識と比べて10年分に匹敵するくらいの実感だ。このような研究会を1年に1回のペースで開催すれば、相互の類似点、相違点を認識するだけでなく、相違点を生ずる不都合を解決する方法も見つかるはずだ。これを促進する手法として私が提唱したのが「相互参照による共通法の基盤形成」である。法律は互いに参照し



3国の国際私法を比較研究 類似点と相違点が明らかに

一橋大学大学院
法学研究科教授
横山 潤氏

マで活発な議論を交わした。韓国では01年、中国では11年に国際私法が施行され、日本では06年に大きな国際私法の改正があった。3国の新たな

10年に本学で開催した「東アジアにおける民法の現代化と共通法の基盤形成」をテーマとした国際セミナーでは、民法における共通法の実現の可能性を模索した。この議論をたたき台とし、現在進行中の韓国、日本の民法の改正作業、中国の民法制定や補充作業などについて共同研究を継続する考えだ。民法の中で債権法や契約法における共通法の実現は、刑法や知的財産法などの他の法律の領域よりも可能性が高い。

一橋大学の松本先生が提唱した「相互参照による共通法の基盤形成」という考え方は、共通法の研究と人材育成のためには、3大学の協力体制に変わりはない。

5年間の事業はいつたん区切りを迎えるが、東アジア共通法の研究と人材育成のためには、3大学の協力体制に変わりはない。

企業・制作II日本経済新聞社
クロスメディア営業局



釜山大学校
法学専門大学院長
姜 大燮氏

共通法実現の可能性模索 研究成果さらに継承発展

釜山大学校は07年にロースクールの認可申請の準備を行い、その後09年に第一期の学生を迎えた。本学のロースクールの発展と本事業の5年間の歩みは一致している。



一橋大学大学院
法学研究科長
村岡啓一氏

第2ステップへの移行確認 各国の現状と問題点理解

本事業の成果の1つが、一橋大学に新設される東アジア政策研究センター。このセンターでは先端的な東アジア研究を支援・推進し、その成果を世界に発信する拠点となる。さらに東アジア共通法という壮大な構想に向けた基盤形成は可能という結論に達した。

様々な議論の中で研究者の絆が築かれたことは大きな成果だ。今後は学生交流が重要で、両大学より新たな具体的な提案を受けた。3大学のロースクール間で短期集中のプログラムを通じて学生交流だ。

今後の研究会では、3国の類似点、相違点が明らかになった。論文だけで得られた知識と比べて10年分に匹敵するくらいの実感だ。このような研究会を1年に1回のペースで開催すれば、相互の類似点、相違点を認識するだけでなく、相違点を生ずる不都合を解決する方法も見つかるはずだ。これを促進する手法として私が提唱したのが「相互参照による共通法の基盤形成」である。法律は互いに参照し

実現へのアプローチは多様



一橋大学大学院
法学研究科教授
松本 恒雄氏

ながら英知を結集することで、案外発展するものだ。今回、共通法の基盤形成に向けた可能性を議論したわけだが、その実現は可能で様々なアプローチがあるという結論に至った。さらに3大学の研究教育面での連携強化、体制づくりに一定の成果があったと自負している。

特に共通法の形成を担う人材育成では研究者だけではなく、法曹、企業や自治体の法務担当者なども含めるべき。若手研究者は、欧米法を研究する中で東アジア法という「複眼的な思考」を持つことが重要だ。

広告

主催：一橋大学 <http://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/project/forum.html>

お問い合わせ先：一橋大学政策フォーラム TEL 042-580-8053

※次回の一橋大学政策フォーラム開催は2月15日(水)を予定しております。